

福島県議会の変遷

	民会規則時代	府県会規則時代	府県制時代	地方自治法	現 在
期 間	明治11年6月	明治12年～明治23年	明治23年～昭和22年	昭和22年～平成14年	平成15年～
県会議場	西蓮寺(福島市置賜通)	明治12年 西蓮寺 明治13年 県庁 明治15年 県会議事堂 (杉妻町)	明治34年3月 福島県会議事堂 (杉妻町)	福島県会議事堂 (昭和29年まで) 昭和29年8月 県庁内 福島県議会議事堂	県庁内 福島県議会議事堂
議員数	68 人	62 人	人口により異動があった。 主な年の議員数、 明治31年36人、大正 4年40人、昭和14年 44人	昭和22年 59人 26年 61人 42年 60人 50年 59人 58年 58人 62年 60人	58 人
任 期	2年 1年で半数交代	4年 2年で半数交代	4年 2年で半数改選 明治32年以降 4年 全員改選	4年 全員改選	4年 全員改選
資 格	① 250円以上の不動産を有する。 ② 500円以上の動産を有する。 ③ 25歳以上の男子。	① 地租10円以上納め。 ② 本籍を3年以上定め。 ③ 25歳以上の男子。	① 直接税(国税)10円以上 ② 1年以上居住 ③ 25歳以上の男子。 (大正15年、納税要件を廃し30歳以上の男子)	① 25歳以上の男女 ② 3ヶ月以上居住(昭和25年4月まで6ヶ月以上)	① 25歳以上の国民 ② 3ヶ月以上居住
権 限	(提案議案) ① 国道線築造の件 ② 消防組設置並費用の件 ③ 凶荒予備方 ④ 県会費用割賦方	① 地方税で支弁する経費の予算及び徴収方法を定める。 ② 決算報告を受けらる。 ③ 政府に建議する。 ④ 議事細則を制定する。	① 歳入歳出予算の決定。 ② 県税の賦課徴収方法 ③ 不動産の売買 ④ 決算の認定等 (昭和4年、議員に発案権、意見提出権が認められる。)	① 議決権(条例の制定、改廃、予算の決定、決算の認定) ② 選挙権 ③ 検査権 ④ 監査請求権 ⑤ 意見書提出権 ⑥ 調査権 ⑦ 請願受理権等	同 左
委員会		常置委員会	参 事 会	地方自治法施行当時は、委員会の数に制限なし(7～12委員会) 人口100万以上250万未満の県は、6委員会と法定(昭和31年) 条例で常任委員会を置くことができる(平成12年)	常任委員会(6委員会)